

教育委員会の学校図書選択権と生徒の知る権利（3）

—Board of Education, Island Trees Union Free District No.26 v. Pico の翻訳と紹介—

岡田 正則・津島 昌寛*1・藤澤 宏樹*2

Discretion of School Boards with Regard to Removal of School Library Books and Students' Rights of Access (3): Board of Education, Island Trees Union Free District No. 26 v. Pico (Translation and Introduction)

Masanori OKADA, Masahiro TSUSHIMA*1 & Hiroki FUJISAWA*2

パウエル裁判官は反対意見を述べた。

本日の多数意見は、わが国における公立学校についての基本概念、つまり、州および地域ごとに選挙された教育委員会が、公立学校の教育方針を決定する責任を持つものだ、という基本概念を否定している。本日の判決以後、中学生なら誰でも、教育委員会や教師を相手どった訴訟を起こすことによって、国民から学校運営をまかされた公的機関による教育上の決定を、裁判官が覆すという方向に誘いこむことができるだろう。

[894]

I

教育委員会は地域ごとに独自性をもつ民主的な機関である。市や郡のような統治機関とは異なっており、教育委員会が有する唯一の責任は、人間形成において最も大切で、感受性の鋭い時期にあるわが国の青少年に対して教育を行うことである。健康を別にすれば、親たちにとって、この時期における子どもの教育ほど気掛かりなものはない。このような理由から、初等・中等教育の統括は伝統的に、地域の委員会の手に乗ねられたのであって、この委員会が学区内の親と市民に対して地域ごとに責任を負うのである。PTAや、学校ごとに種々存在するそれほど公的でない集まりを通じて、親たちは十分な情報を得るし、しばしば委員会の決定に影響を与

えることもできる。通常、親たちは教師を知っており、学級訪問をする。公平に言って、教育委員会のような機関ほどサービス受給者に対して親近感を与えるような行政機関はどのレベルにおいても存在しない。

よって私は本日の判決に大変がっかりしている。本件および類似の事案における最終結果がどうあれ、教育についての政策決定を訴訟によって解決したり、さらには当該決定の責任を教育委員会の委員が追及されたりするならば、教育委員会の権威や指導力を浸蝕することになると考えられる。多数意見が一般論として述べた司法審査「基準」から明かなように、書物の教育的価値に関する決定はかなり主観的なものである。この決定を下すことについて、裁判官はおよそ学校当局ほど有能ではないし、また裁判官は学区内の親たちや住民に対して敏感ではない⁽¹⁾。[895]

多数意見が述べた、新しい憲法上の権利は、学校において「思想を受け取る権利」と表現されている(前掲at867)。しかし主席裁判官とレーンキスト裁判官の反対意見が説得力を持って説明しているように、新たに発見されたこの権利を支えるような修正1条についての先例は当裁判所においてはまったく見いだせない。また司法が教育政策を監督するのは不適切であるということも別としても、新しい憲法上の権利は、無内容な一般化になるような言葉で言い表されている。もし裁判所が——今回多数意見が、裁判所に対して権限を与えているように——思想

平成11年9月13日受理

*1 金沢大学大学院社会環境科学研究科(博士課程)

*2 福島工業高等専門学校専任講師

の教え込みを監視すべきとしても、当該権利は裁判所に対して、ほとんど何の指針ともならないのである。多数意見は現に次のような基準を述べている。教育委員会の「裁量権は、著しく党派的または政治的に片寄った在り方で行使されることは許されない」。前掲 at 870。しかし、これは基準なき基準である。なぜならその基準はある決定が「著しく党派的または政治的に片寄った在り方」で行われたか否かをこれから決めなくてはならない教育委員会、その諮問委員会、そして裁判所に対して、主観的な指針以上のものを与えないからである。初期のエクイティ裁判権における“chancellor's foot”基準〔「大法官の足の寸法によって変化する」という裁判権に大きな自由裁量を認める基準〕でさえも決してこんなにあいまいではなかった。

レーンキスト裁判官がうまく所見を述べているように、いかにして本日の新しい憲法上の権利を——原理原則に基づいて——制限していくのか。もし14歳の子供が図書館から書物を除去するという教育委員会の決定に不服申立ができるとするなら、いったいいかなる根拠に基づいて裁判所は、同一の本を購入しないという教育委員会の決定への同様の不服申立を抑止できるのだろうか。「思想を受け取る」という、より一層「慎重な配慮を要する(sensitive)」レベルで、本日の判決は、生徒にどの科目をカリキュラムにつけ加え、取り除く、またどの特定の教師が学級を受け持つか持たないかといった取り締まりの権限を与えはしないか。「思想を受け取る権利」は、このような教育的問題にさほどの、それどころか実際にはほとんどの関わりは持っていないのではないか⁽²⁾。

[896]

II

多数意見の理由づけには矛盾が目立つ。学校で何が教えられるべきかを定める際、多数意見は教育委員会や親の伝統的役割を認める、と主

張する。学校は「『個人が市民としての政治参加を準備しているという点で』、そして『民主主義政治システムの維持にとって不可欠の基本的諸価値を教え込む』ためのうつつわという点で極めて重要である」とわかりきったことを述べている。前掲 at 864。しかし、本件のように、教育委員会が自己の責任を真剣に受け止めて、伝達されるべき基本的価値とは何であるのか決定しようとする、多数意見はこれを憲法違反とみなすのである。

まさしく現開廷期に、当裁判所は、私も同調した意見において、不法在留外国人の子供の公立学校への登校が許可されなければならない、という判決を下した(Plyler v. Doe, 前掲)。過去の意見を引用しながら、当裁判所は、「『公立学校は、民主主義的統治システムを保持していくための最も重要な市民的制度[であり]』、公立学校は「『我々の社会が立脚する諸価値』を継承していくための主要なうつつわ」である。前掲。「我々の社会秩序が立脚する諸価値および技能を不法在留外国人が修得する」機会を否定することによって、審査対象となっている法律は、当該不法在留外国人の子供に対して一生涯にわたる足枷をはめたのである。ibid.

本日、多数意見は、これら適切な言い回しから内容の大半を取りこぼしている。民主主義システムが依拠する思想や価値を生徒に浸透させようとする教育委員会の試みは、他の統治システムや他の社会が発展の基礎としている他の思想や価値への許されざる抑圧として捉えられる。書物は[897]、それらが見苦しいとか、暴力・偏狭・人種差別を賞賛するものであるとか、個人の尊厳をおとしめるといった理由で除去されるべきではない。人類の歴史は、まさしくこの種の思想の力や政治的な生長を記しているし、20世紀の歴史も少なからず、これをそう記している。しかしこの種の思想は、我々の思想や価値ではない。私は、本件の教育上の決定を適正に選ばれた教育委員会に委ねたい、と考えるが、私はもちろん、民主主義的社会に矛盾す

る思想や価値を助長したり、あるいはそのような価値を子供に教え込むように教育委員会に対して要求したいとは考えない。

種々の状況の下で、そして様々な時代において、焚書は独裁、偏狭のシンボルであった。しかし、関係地方教育委員会が高等学校図書館から9冊の低俗または人種差別的な書物を除去しても、このことは上記のような亡霊を呼び出すものではない。私にとって、本日の判決は、自由の民の制度を衰弱させるような浸蝕を象徴するものである。

補遺として、マンスフィールド裁判官が本件係争書物からの抜粋をとりまとめたものを、添付する。

パウエル裁判官の反対意見に添付された補遺

教育委員会が書物が教育的に相当であることについて疑問視するに至った抜粋部分（本文と対照した上で若干の補正を行ったもの）を以下に載せる。頁および下線は教育委員会が使用した報告原本をそのまま残している。いくつかの書物の新版には、引用部分は別のページに記載されている。

1) SOUL ON ICE (エルドリッジ・クリーヴァー著)

引用文

157～158頁 「……自分のかみさんとやると金をくれる白人男がいるんだってよ。そいつはおまえさんに近よってはこう言うんだ、『白人女とやりてえか?』と。『なんだって?』 おまえさん聞くじゃない。『ぎったんばっこのことだよ』やつは確認するのさ。『問題ねえよ、うちのかかあだから。やつは黒んぼのあれが欲しくてたまらねえのさ。やらなきゃおかしくなるんだよ、欲しくてたまらねえから。金払うからよ。信じるよな。なんのトリックもないからさ。どうだい、おまえさん、やるかい?』 [898] 話ののると、やつはおまえさんを車で家まで送るの

さ。おまえさんたち三人はベッドルームへいく。(そっから先はいろんなタイプがあるんだけれどな。例えば,)あるタイプの男は、かかあを喜ばしてくれよと言って、おまえさんと女だけ残して立ち去るんだよ。事が終わったら、おまえさんに金を払い、帰りたいとこまで車で連れていってくれるのさ。別のタイプはおまえさんがやつを犯しているのを鍵穴や窓からのぞいたり、おまえさんがはげんでいるときのベッドがキイキイ鳴る音をベッドの下で横たわって聞くのさ。それからベッド横に立っておまえさんが女を犯しているのをみながら、マスをかくタイプもいるし、おまえさんがやり終わったあと、自分の女とやるタイプもいる。それから別のタイプはちょっとだけ…つまり、女のからだを暖め、燃えたたせ、興奮させるだけのあいだ…女とやらせて、それから、男はおまえさんにすばやく女の体からどくように言って、自分は女のうえにジャンプして、あとはふたりでお楽しみって訳よ。」

2) A HERO AIN'T NOTHING BUT A SANDWICH (アリス・チャイルドレス著)

引用文

10頁 「畜生、こんちきしょうめ!」

64～65頁 「ペイちゅう、ワイン、成り金野郎、貧乏人め、ウエルフェアチェック、みんなくたばりやがれ!……。そうだ、それから、てめえもくたばれだ!」

75～76頁 「やつらはおねんねするのにゃ訳ねえよ。とにかくおれはあいつらの相手をするにゃ、年をとりすぎたら」

3) 修理屋 (バーナード・マラムード著 橋本福夫訳)

The Fixer, by Bernard Malamud (=1969, 橋本福夫訳『修理屋』早川書房)

引用文

52頁 「夜中に荷馬車の中で何が起きていていると思っているんだい? 馬車ひきがひざまずいて

おっかあとやっているとでも？」

90頁 「そんなの持ってるかい」とまばたきばかりしていた血走った目の男は行った。」

92 「呪われたユダヤっぺででもなけりゃ、誰があんなことをする」

146頁 「これ以上騒ぎたてると、お前のユダヤ人ちんぽこを鉄砲弾でふっ飛ばしてやるぞ」

189頁 「旧訳聖書にはわいせつな話がやたらに出てきもするし、そんなものが宗教的だと言えるかい？ ……」

192頁 「とんでもないことを言うやつだ」とコギンは言った。「おれはお前のユダヤ人らしいたくらみなんか知りぬいているんだぞ」 [899]

215頁 「ジン、ドン、そら立て。ユダ公のちんぽこは悪魔の質入りだい」

216頁 「このくそユダヤ人めが、床からなめとらせてやってもいいところなのだぞ」

4) 十五歳の遺書 (アリス・D)

Go Ask Alice, of anonymous authorship
(=1996, 平井イサク訳『十五歳の遺書』講談社)

引用文

31頁 「LSDぬきのセックスも、あれほど興奮をそそり、あれほどすばらしく、あれほど言葉では言い現わしようのないよろこびをあたえてくれるものなのかしら。セックスなんてすぐ終わってしまうとか、犬がつながってるようなものだろうなどと、ずっと考えていたのだが、まるで違っていた。」

47頁 「クリスとあたしがリッチーとテッドの部屋へ入っていったら、あのろくでなしたちはクスリで陶然としながら、愛しあっていたのだ。……最低のホモのために、……」

81頁 「かわいそうなドリスは、十のときからずっとひどい目に会いつづけてきた。ドリスが十になるまでに、彼女の母親は四回も結婚し、そのあい間あい間には、かぞえきれないほどの男たちと寝てきたのだ。……そのときの継父が彼女とも関係し始めたのだが、母親なりほかの

人なりにしゃべったら、殺すといっておどかされていたために、彼女としてはそうしていいのかわからなかったので、十二になるまで、がまんして抱かれていた。」

83頁 「これまではずっと男の子と寝てきたんだけど、今は、女の子とむかいあっていると、男の子とむかいあってるみたいな感じなの。すごく興奮しちゃって燃えてきちゃうってわけ。その女の子とセックスしたいんだけど……」

84 「男の人と寝たいんだけど、……ときどき、女の子にキスしてもらいたくなることがあるの。体に触ってもらいたくなり、彼女を寝かせて、その上にのしかかりたいと思うんだけど、……」

84頁 「相かわらずの一日、相かわらずのフェラチオ。……なめてやらなかったら、ビッグ・アスはクスリをくれなくなっちゃうだろう。……リトル・ジェイコンは『ママ、パパは今来れないよ。カーラとやっているとこだから』と叫んでいる。」

85頁 'Shit, goddamn, goddamn prick, son-of-a-bitch, ass, pissed, bastard, goddamn, bullshit [訳本で省略]

94頁 「ご親切なみなさん、今晚、犬を相手にすばらしいオルガズムがたのしめますように」

110頁 'You fucking Miss Polly pure [訳本で省略]

117頁 「あれは誰とでも寝るいい子ちゃんじゃないか？」

146頁 「クスリでわけがわからなくなっているとき以外には、セックスしたことがないという意味で、あたしは処女みたいなものだし、……すばらしいかもしれない。」

5) スローターハウス (カート・ヴォネガット・ジュニア著

Slaughter House Five, by Kurt Vonnegut, Jr. (=1978, 伊藤典夫訳『スローターハウス5』早川書房)

引用文

29頁 「道から出ろ、うすのろマザーファッカーめ」この最後の一語は、1944年の白人社会にあつてはまだ耳新しかった。[900] だれともファックしたことの無いビリーの耳には、その言葉はじつに新鮮に強烈にひびいた—

32頁 「砂漠の蟻塚の上に人間をあおむけにして縛りつけるんだ—いいか？ やつのチンポコとキンタマには蜂蜜をぬる。それから目蓋をきりとりって太陽しか見られなくして放つたらかしておくのさ、死ぬまで」そういうものだ。

34頁 「ウェアリーはまた、つぎのようなものを持っていた。……『性病予防のために！』とうたい文句のある、強靱なコンドームが二つ入った箱。……女とシエラランド・ポニーがいま正に性交を行おうとしているところをうつしたエロ写真。」

94頁・95頁 「だが福音書が実際に教えるのは、こんなことだ—『だれかを殺したいと思ったら、相手が有力なコネを持つ人間でないことを十分たしかめてからにせよ』。そういうものだ。宇宙人の説によれば、新約聖書の欠点は、キリストがそのみすばらしい外見とうらはらに、事実くこの宇宙におけるもっとも強大な存在の息子>だったことであるという。だから新約聖書の読者は、はりつけの場面まで来ると、必然的につぎのような考えに傾いてしまうのだ。ローズウォーターは読みあげた—『なんということだ—連中はとんでもない男をリンチにかけようとしている！』この考えには、双子の兄弟分がある。『リンチにかけてよい人間はほかにいる』。だれか。有力なコネのない人間である。そういうものだ。宇宙からの訪問者は、地球に新しい福音書を贈る。そのなかではイエスは何の値うちもない男なので、よいコネを持つ人びとにとって彼はまったく疎ましい存在である。それでもイエスは、ほかの福音書にもあるような、愛すべき、不可解な言葉を放しつづける。ある日、人びとはおもしろ半分を彼を十字架に釘づけにし、十字架を地面にうちこむ。反発はどこからも出ないだろう、とリンチしたものたちは

思う。読者もまたそう考えざるをえない。なぜなら、この新しい福音書は、イエスがまったくなんの値うちもない男であることを、くどいほど強調しているからだ。ところが、その無名の男が息をひきとる直前、とつぜん天がさけ、ついで雷鳴と稲妻。やがて神の声がとどろきわたる。神は人びとに告げる、自分はこのなんでもない男を養子にし、<宇宙の創造者の息子>として力と権限を永遠にさずけることにする、と。さらに神はこういう、「いまこの瞬間より、有力なコネのないものを虐待する輩は、イエスによっておそろしい罰を加えられるであろう！」

99頁 「男性の同性愛者の介在がなくては、地球人の赤んぼうは生まれぬ。女性の同性愛者の介在がなくても、赤んぼうはうまれる。」

120頁 「くたばりやがれ、このせんずりかきめ。あたりまえのことをいうな [901] ……彼の姿が消えると、ラザーロはビリーと哀れな中年のエドガー・ダービーを前に、この復讐は必ずする、こつてり料理してやる、と誓った。……『この味はこたえられないぜ』と、ラザーロはいった。『おれをなめやがった連中はよ、いくら泣きついたら遅いんだ。……』」

122頁 「『……そいで、いきなり拳銃をぬいて、やつのチンポコをぶっとばすのよ。ポール・ラザーロとはだれだろう、チンポコなしの人生とはどんなものなのか、そういったことを1、2秒考えさせてやる。それから腹に一発撃ちこんで、消えてしまうのさ』 　　そういうものだ。……

『……やつが死んだのは、このまぬけなくそつたれのせいなのさ。だからおれは、戦争が終わったらこのくそつたれを撃ち殺すとやつに約束したんだ』」

134頁 「出るに出入れぬ牢のなか　クソにまみれたケツ据えりゃ　どこへ行くのかキンのタマ、ころころり床の上　見るに見られぬ血だらけの　噛みちぎられたわがフグリ　ああ、もうこんりんざいポーランド女なんかたあやらねえぞ」

173頁 「そして男たちの男根は半勃起状態をつ

づけ、その筋肉は砲丸さながらにふくらんだままなのである。」

175頁 「彼らのズボンの前はでっぱっていなかった。……しかしそのほかの客のズボンの前もでっぱっていなかった。」

177頁 「それは孤独な男たちのマスターベーション用に出版された雑誌であり、……」

178頁 「またひとりがいった『性行為 (blow-jobs) を芸術的に表現する』」

6) THE BEST SHORT STORIES BY NEGRO WRITERS (ラングストン・ヒューズ編)

引用文

176頁 「コウモリのクソ、ラクダのションベンのような」

228頁 「おまえのろくでもないあばずれ娘は、北にいて体を売っているとき。」

237頁 「やつらはおんなを車から出し、ヘッドライトの前に立たせ、彼女のパンティーをずらし、ドレスをめくったのさ。…それが確かめる唯一の手段だつてさ。それから、やつらが何を言って何をしたかはわかるだろう。」

303頁 「おまえ、オマンコしたいんだろ。来いよ、丘のうえにある売春宿へいこうぜ！」

「おい、このバカ、バカ野郎、このバカ軍隊とアホどもめ。ちくしょう！」

436頁 「やつは茶色のぬいぐるみ人形を取り出してから、再び彼女をみつめた。[902]それから人形の両足をひつつかんで、まん中にむかって引きさいた。それから自分の指を人形の両足のさけめのなかへ押しこんだ。他のやつらは声をあげて笑った。……」

444頁 「ポンビキ、ベテン師、レス、他におれ様を利用しようとたくらんでいるやつら。」

462頁 「でもあいつの足はきれいでひきしまっていた、それにおっぱいはちっちゃくて上にピンとむいていたぜ。もしあいつに子供がいたなら、おっぱいはしぼんだフウセンのようにブラブラたれていただろうに。」

464頁 「おんなはまず自分の胸にほてるピンとはった乳首を感じた。両手をやさしくあてほとぼりを静めようとした。」「横からみると、かれのペニスはがちりしたタッセルのようにブラブラしていた。それが割礼されたものだときえ、おんなにはわかっていた。」

406頁 「キャディラック・ビルはルヒースターのあとをひっきりなしに追っていた。そして彼女のおなかをさすりながらこう言った。『魔法のおなかよ、魔法のおなかよ、わたしにかわいいキャディラック坊やを授けておくれ。』」「少女のひとはコヌカグサを抱えて上にあがり45分ぐらいそこにとどまった。」

7) ブラックボーイ (リチャード・ライト著 Black Boy, by Richard Wright (=1962, 野崎孝訳『ブラックボーイ』岩波書店)

引用文

70~71頁 「ぼくら、七つ、八つ、九つの黒人の子供たちは、よくこのユダヤ人の店へ駆けていって、叫んだものだ。……おそろしや キリスト殺し ユダヤ人なら信用するな おそろしや キリスト殺し ユダヤ人ならあてにならぬ……赤くて白くて青くって おまえのとうちゃんユダヤ人 おまえのかあちゃん鳥の骨 おまえは一体なんじゃろうな」

265頁 「黒、奴のキンタマをぶっ潰せ！」「あの黒助、なぐちまえ！」「なにしやがんでえ、黒助野郎！」「奴のチンポをぶん撲れ！」「血を流さしてやるんだ！」

8) LAUGHING BOY (オリバー・ラファージ著)

引用文

38頁 「教えてやるよ。あのアマ、まったくのわるだぜ。なんせ25セントで最低のことをやるんだからな」

[903] 258~9頁 「やつがあたいと寝たいとわかったとき、ぞっとしたね。でもあたいをうまく落ち着かせたよ。なんでも知っているのさ、

女の扱いのことなら。あの男はね。」

9) 裸のサル (デズモンド・モリス著
The Naked Ape, by Desmond Morris (= 1969, 日高敏降訳『裸のサル』河出書房新社)
引用文

73～74頁 「また、前面から接することは、オスの腰のスラスト運動の際にメスの陰核への刺激を最大にする可能性を与える。メスの陰核が、オスとメスの体位関係にかかわらず、オスのスラスト運動の吸収作用によって受動的に刺激されるのは事実であるが、前向き交尾ではオスの恥部が直接に陰核部にリズムカルな圧力を加えるので、刺激が高まるのである。……したがって、顔対顔の交尾こそわれわれの種にとって基本的なものだと考えるのが正しいように思われる。もちろん、前向き交尾の要素を残したままでおこなえる変形はたくさんある。オスが上、メスが上、横位、座位、立位その他、しかしもっとも効果的でもっともふつうにおこなわれているのは両性が水平になって、オスがメスの上に乗るかたちである。」

80頁 「……ペニスがこのように太くなったために、メスの外部生殖器は、腰のスラストの際に、ずっと強く押したり引いたりされることになった。ペニスがなかへ押しこまれるたびに、陰核の部分は下向きに引かれ、ペニスが後退するたびに上向きに動く。これに、前向きに交尾しているオスの恥部によって陰核部に与えられるリズムカルな圧力が加わるので、陰核は繰り返しマッサージされることになり、オスの場合のマスターベーションと同じことになるであろう。」

94～99頁 「……オスまたはメスが何かの理由で異性の個体に近寄ることができないと、かれはセックスのはけ口を他の方法に求める。自分と同じ性のメンバーを用いたり、さらには他種のメンバーさえ利用する。あるいは自慰をおこなうこともある。」

10) READER FOR WRITERS . . . ”
638 F.2d 404, 419-422, n. 1 (CA2 1980)
(マンズフィールド裁判官, 反対).

===== 注 =====

- (1) 多数意見は、「正規の」手続に準じた「慎重な配慮を要する」判断形成を行う必要があった、と説く。参照、前掲、874, n.26, 875。いったいこのことは何を意味するのであろうか。例えば、本件の場合、教育委員会は無謀な行動をしたわけではない。教育委員会は自ら選任した図書審査委員会の勧告に同意しなかっただけである。教育委員会が自己の審査に服さないような権限を図書審査委員会に対して委ねることを、多数意見は——憲法上の問題として——要求するのであろうか。
- (2) 多数意見は、学校図書館は生徒が無制限の選択を活用する場所であるという理由から、学校図書館の書物は憲法の下で特別な保護を受けると主張している。前掲、868-869参照。[しかし、]この主張には、法的根拠も事実に基づく根拠も存在しない。この主張はまさに本件によって否認されている。本件の教育委員会は学校図書館を生徒が無制限の範囲から本——その中のいくつかは若者には不適切な書物——を選ぶ場所とは捉えていない。むしろ学校図書館は、生徒が一定の範囲の中で選択権を行使することのできる指定図書目録に近いものである。